

家庭ごみ収集カレンダー 令和8年4月～令和9年3月

〔該当町会〕 伊賀町・若松町（第一協和会・城南）・犬伏新町・米山南町・関川町・米山町・菰川町・富士町（上・下）・大栗町・浅沼町・戸室・岩崎（田沼）・飛駒2区（No.9 火金・木）

種 類	燃えるごみ	資源ごみ・燃えないごみ・有害ごみ
収集曜日	火・金曜日	木曜日 ※日によって出す品目が変わります。
収集場所	燃えるごみのステーション	資源ごみ・燃えないごみ・有害ごみのステーション
備 考	○ <u>祝日</u>（振替休日含む）は、お休みです。 ただし、次の祝日等のみ収集を行います。 8/11(火)、11/3(火) ○ 年末は <u>12/29(火)</u> まで、年始は <u>1/5(火)</u> からです。	○ <u>祝日</u>（振替休日含む）は、お休みです。 ○ 下表の出す品目と出す日をよくご確認ください。

【ごみの受け入れについて】

居住地域により搬入場所が異なります。

【佐野地域】みかもクリーンセンター（町谷町 206-13）

【田沼地域・葛生地域】葛生清掃センター（あくと町 3360）

○ 祝日（振替休日含む）は、お休みです。

ただし、次の祝日等のみ受け入れを行います。

5/6(水)、7/20(月)、8/11(火)、9/21(月)

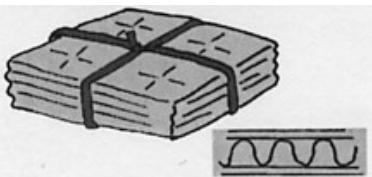
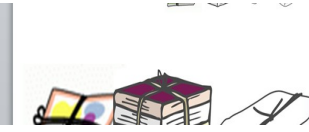
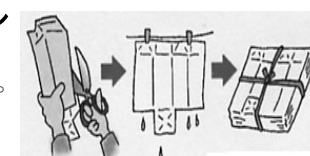
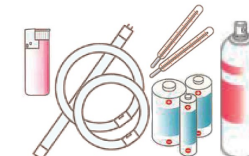
10/12(月)、11/3(火)、11/23(月)、1/11(月)

○ 年末は、12/30(水)まで、年始は、1/4(月)からです。

☆ 決められた日(収集当日)の**午前8時まで**に、決められた収集場所に出してください。収集日以外に出されたもの、収集が終わったあとに出されたものについては収集しません。

☆ 袋にて排出するものは、品目ごとに2袋までです。 ※「落ち葉、枯草、庭の刈り込みで出たもの」は、燃えるごみ(2袋まで)のほかに2袋まで出すことができます。

☆ 分別方法や注意することについては、「ごみ分別の手引き(令和3年4月版)」でご確認ください。下記品目の○数字は、「ごみ分別の手引き」中の分別辞典の品目番号と同一です。

品	目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
④ ダンボール 	⑥ 衣類 指定袋(大・中・小)  ⑪ 燃えないごみ 指定袋(中・小) 	2 (木) 30 (木)	28 (木)	25 (木)	23 (木)	20 (木)	17 (木)	15 (木)	12 (木)	10 (木)	14 (木)	18 (木)	18 (木)
② 紙箱、雑誌・本類、 その他の紙類、チラシ 	⑧ ペットボトル 指定袋(大・中・小)  ⑩ 空きビン 指定袋(中・小) 	9 (木)	7 (木)	4 (木)	2 (木) 30 (木)	27 (木)	24 (木)	22 (木)	19 (木)	17 (木)	21 (木)	25 (木)	25 (木)
③ 新聞紙・新聞に入って いる折り込みチラシ ※折り込みチラシのみでは 出せません。 	⑤ 紙パック  ⑥ 衣類 指定袋(大・中・小)  ⑦ 白色の食品トレイ 指定袋(大・中・小)  ⑫ 有害ごみ 指定袋(中・小) 	16 (木)	14 (木)	11 (木)	9 (木)	6 (木)	3 (木)	1 (木) 29 (木)	26 (木)	24 (木)	28 (木)	—	4 (木)
② 紙箱、雑誌・本類、 その他の紙類、チラシ 	⑧ ペットボトル 指定袋(大・中・小)  ⑨ 空きカン 指定袋(大・中・小) 	23 (木)	21 (木)	18 (木)	16 (木)	13 (木)	10 (木)	8 (木)	5 (木)	3 (木)	7 (木)	4 (木)	11 (木)

※**指定袋(大・中・小)** や **指定袋(中・小)** は、使用できる袋の種類を表示しています。

お問い合わせは、みかもクリーンセンター TEL 22-2654まで